

# 補足資料

平成22年3月3日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

# 1. プロバイダに求められる侵害対策措置のイメージ

高  
↑  
↓  
低

サービス内容によってレベルは異なるが、共通部分（最低限やるべきこと）もある

(注) 一般的な事前監視ではない

フィルタリング等技術的手段の活用

悪質な掲示板が無  
いかのチェック

自主的パトロールによる削除

注意喚起や侵害を繰り返したときはサービスを停止する旨の規約の整備・運用

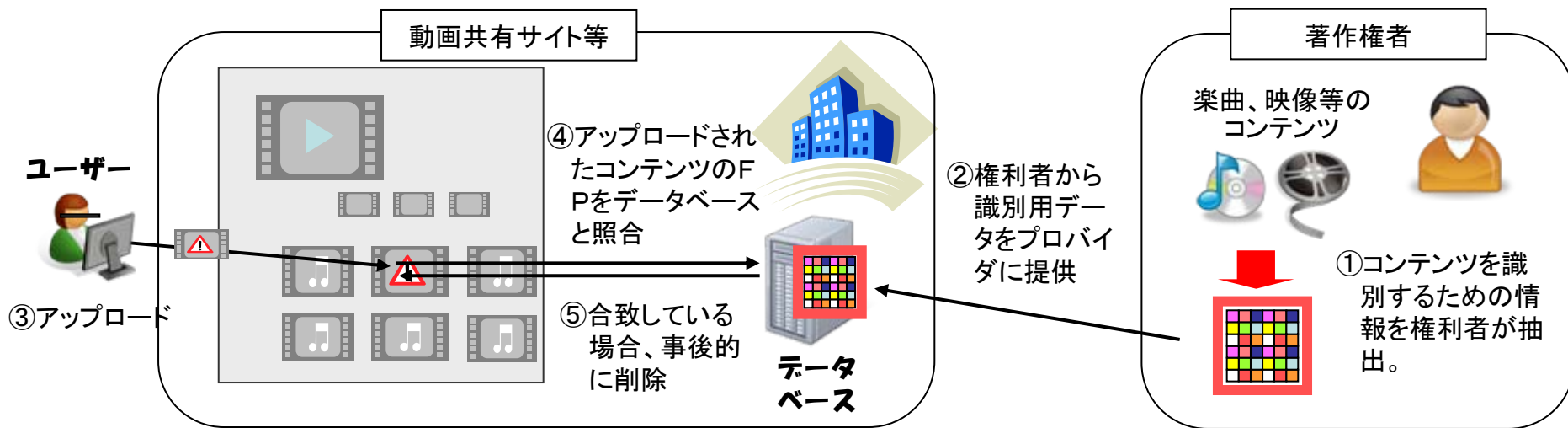
分類(例)	接続サービス提供者	蔵置サーバー提供者	レンタル掲示板事業者	掲示板開設者	動画共有サイト事業者
サービス内容	インターネットに接続する機会を提供	コンテンツを公開する場を提供	多数の者によるコンテンツの共有の場を容易に設けるためのサービス(掲示板)を提供	多数の者によるコンテンツの共有の場を提供	分類や検索を可能にすることで多数の者によるコンテンツの容易に共有できる場を提供
サービス提供者	事業者 (基本的に大手)	事業者や個人 (一部大手と中小)	事業者 (基本的に中小)	事業者や個人 (基本的に中小)	事業者 (一部大手と中小。 シェアは大手が占める。)
公開されるコンテンツとの関係性	—	低	中	高	高
著作権侵害への対応可能性 (通知に基づく削除は除く)	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、反復侵害者をシャットダウンできる。 個々の著作権侵害に関与することは不可能。	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、反復侵害者をサービス停止できる。 個々の著作権侵害に関与することは困難。	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、悪質な掲示板開設者のサービスを停止できる。 個々のユーザーによる掲示板へのアップロードは関与は困難。	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、反復侵害者のアカウントを停止できる。 意識的にチェックして自主的に削除できる。	あらかじめ注意喚起できる。 規約を整備して、反復侵害者のアカウントを停止できる。 意識的にチェックして自主的に削除できる。 フィルタリング等で技術的に削除できる。

※ 関係者からのヒアリングに基づき事務局が独自作成した資料。なお、分類は明確なものではなく、検討に資するために便宜上分けたもの。

## 2. 技術的手段を用いた侵害対策措置について①

近年では、技術の発展により、容易に侵害コンテンツを識別する様々な技術が開発されている。この技術を用いることで、人が識別作業をするよりも、時間的及び費用的コストを大幅に減少させることが可能な状況になっている。

### 〈技術的手段を用いた侵害差対策措置のイメージ〉



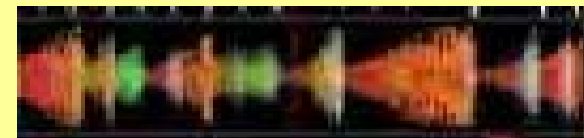
### 例①：フィンガープリント

出所：株式会社クロスワープ

○権利者から提供されたフィンガープリント(コンテンツの同一性を証明するデータ)により、プロバイダ側が著作権侵害コンテンツを自動的に検出。ニコニコ動画、youtube等で実施。

○様々な主体がフィンガープリントのサービスを提供

(例) NTTデータ: RMS、日本女子大: FReCs、Gracenote(米): MusicID、AudibleMagic(米): Content Identification Services、Vobile(米): VideoDNA

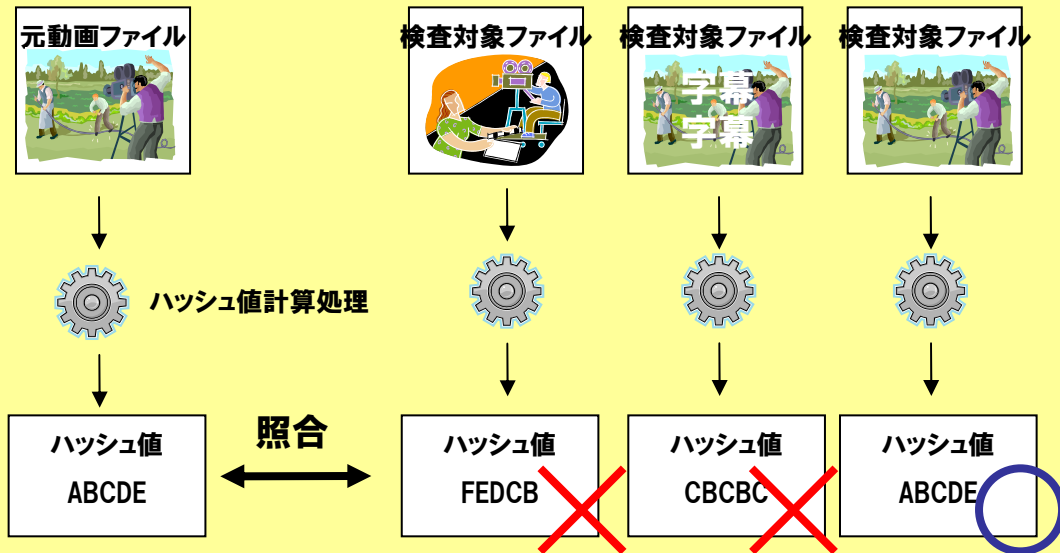


※あるサービスでは、10数万円のケース(元のコンテンツデータが20~30時間の場合)もあれば、100万円のケース(元のコンテンツデータが2,000時間)もある。ただし、各社のビジネスモデルや提供者(プロバイダ側or権利者側)等によって、費用の計算方法は異なり、単純に比較はできない。

## 2. 技術的手段を用いた侵害対策措置について②

### 例②：ハッシュ値

出所：株式会社クロスワープ



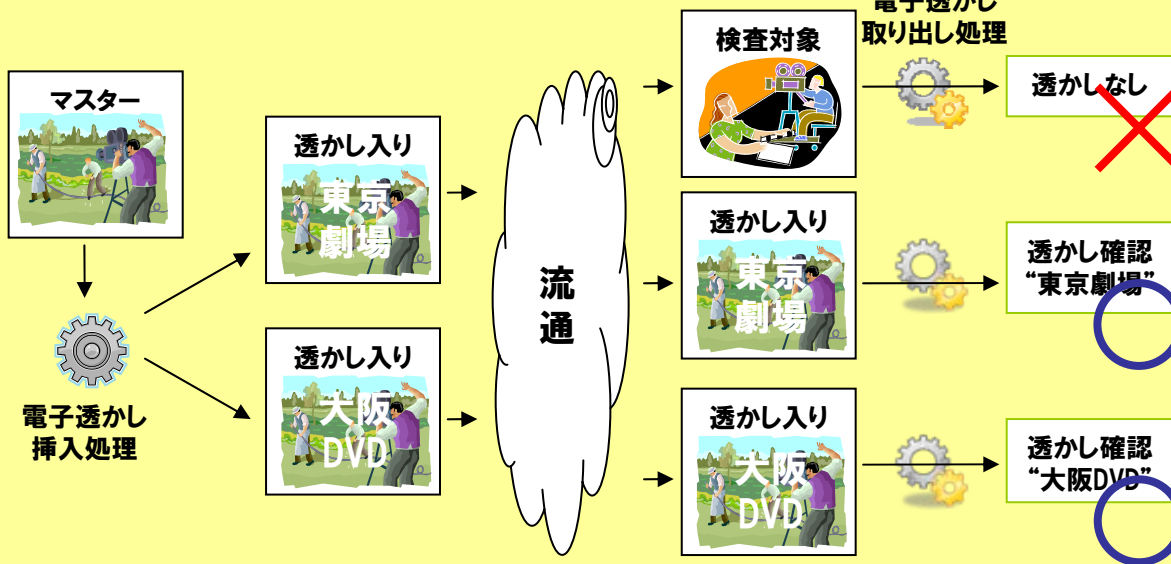
○ハッシュ関数とは、あるデータからそのデータを要約する数列(ハッシュ値)を生成する演算手法のこと。

○ハッシュ値でデータ同士の同一性を照合することにより、高速な照合が可能。

※ハッシュ値は、フィンガープリントと異なり、一部改変等している場合は識別できない。

### 例③：電子透かし（ウォーターマーク）

出所：株式会社クロスワープ



○データに著作権情報や再生制限、場所等の隠し情報を埋め込んで(透かしを入れて)流通。漏洩後に隠し情報を確認し、コンテンツの確認に加えて流通経路の特定や再生機器の限定ができる。

(例) 電子透かしの提供会社

・C4テクノロジー

acuagraphy Moviemark

・Verance(米) VCMS

他、海外社多数

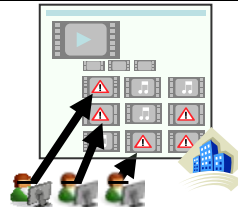
# 3. 発信者情報開示について

## ○発信者情報の種類（総務省令で規定）

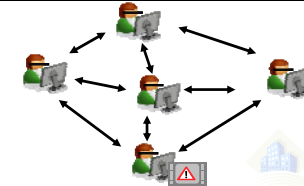
1. 氏名又は名称
2. 住所
3. 電子メールアドレス
4. IPアドレス（個々の電気通信設備を識別するために割り当てられる番号）
5. タイムスタンプ（あるIPアドレスによって侵害情報が送信された年月日及び時刻）

裁判外の開示の要件を緩和できるのではないか。	動画共有サイト等のサイト型	ファイル共有ソフト型（開放型） WinMX、Winny、Share等
対サイト管理事業者	IPアドレス、タイムスタンプ	なし (IPアドレス等を自ら確認することは困難)
対接続プロバイダ	IPアドレス等を基に、 ・(警告するため)メールアドレス ・(訴訟提起のため)氏名、住所等	IPアドレス等を基に、 ・(警告するため)メールアドレス ・(訴訟提起のため)氏名、住所等

開示しなくても警告メールを転送することは可能ではないか。



管理者がいる



管理者がいない